

第15回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月7日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 11名
 - 1番 石井清治
 - 2番 石渡正明
 - 3番 佐久間勝史
 - 4番 花澤一弘
 - 7番 大野雅弘
 - 10番 中山雅夫
 - 11番 田中幸一
 - 13番 根本雅史
 - 14番 山口壹弘
 - 15番 注連野千佳代
 - 16番 増田勉
- 5 欠席委員 4名
 - 5番 繁田俊彦
 - 6番 山寄和雄
 - 9番 大越久雄
 - 12番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 3名
 - 大野事務局長
 - 石井副主幹
 - 鈴木主査

◎開 会

令和5年6月7日午後2時00分 開会

○事務局長（大野博之君） それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたい
と思います。皆様、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとう
ございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。そろそろもう梅雨に入りそうな天候に
なっただけです。今日はちょっと晴れていますけれども、先日の雨も千葉はちょう
どちょっと抜けたところで、大した被害はなく済みましたが、線状降水帯の発生
によって大きな被害、農地も含めて受けた地域もでございます。天候はもうどうしようも
ないのですが、今後このような災害がまた起こることのないように祈るばかりでござい
ます。

それでは、始めさせていただきます。

○事務局長（大野博之君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行う
こととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第15回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、15名中11名出席ですので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。5番、繁田俊彦委員、6番、山寄和雄委員、
12番、渡邊美代子委員。9番、大越委員なのですけれども、本日欠席とのこと。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

7番、大野雅弘委員、10番、中山雅夫委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） 事務局の大野でございます。議案第1号、整理番号1につい
てご説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から贈与により所有権を取得しようとするものでございます。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、蔵波字堂庭山でございます。南側にゴルフ場がありまして、久保田との境で農地が東西に広がっているところでございます。現地を確認しましたところ、現地は畑で、果樹等が植えられ、周囲はネットで覆われておりました。

総会資料2ページから8ページに許可申請書を添付してございます。

譲渡人におきましては、高齢により自ら耕作することが困難ということで、いどこであります譲受人に贈与したいということでございました。

譲受人につきましては、イノシシ等による獣害により、所有している農地が耕作できないということで、本件、住宅から近く耕作に便利である本申請地を譲り受けて、ブルーベリー約100本を植えて収穫したいとのことでございました。

農地法第3条の許可基準についてでございますけれども、1として、全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、イノシシ等による獣害で耕作できないとのことです。

2といたしまして、農機具等につきましては、耕耘機、農用車を所有してございます。

3として、農作業常時従事日数につきましては、世帯で標準の150日以上従事しているため、要件を満たしてございます。

4として、地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力することとでございます。

総会資料9ページに土地利用計画図、10ページには現地の写真を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、田中幸一委員。

○11番（田中幸一君） 11番、田中です。5月23日10時頃、事務局、鈴木さんと現地確認を行いました。現地は畑で、ブルーベリーなどが栽培されておりました。現地確認の数日前に譲受人の方と少しお話ししましたが、今後は計画どおりに栽培していきたいと、とても意欲的でしたので特に問題はないと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。
これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。
採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） 議案第1号、整理番号2についてご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとするものでございます。

総会資料11ページの位置図を御覧ください。場所は、神納の字台でございます。現地を確認しましたところ、3053番地1につきましては、登記地目は山林でございますけれども、北側の一部を畑として、3053番地2と一体で利用されておりまして、作付はされておりましたが、草刈り等をして管理はされている状態でございます。

譲渡人は、高齢となり後継者もおらず、労働力不足のため売却したいとのことです。

譲受人につきましては、自作地に隣接しており耕作上便利であることから農地を買い取りたいとのことでございました。

農地法第3条の許可基準についてですが、1として、全部効率利用要件につきましては、田については耕作しておりませんが、湿田で耕作用機械が使用できないとのことです。

2として、農機具等につきましては、耕耘機、農車両等を所有してございます。

3として、農作業常時従事日数につきましては、世帯で標準の150日以上従事しているため、要件を満たしてございます。

4として、地域の調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力して耕作していくとのことです。

総会資料19ページに現地写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び

現地調査の報告を求めます。

1 番、石井清治委員。

○1 番（石井清治君） 石井です。5月26日ですけれども、15時30分過ぎ、事務局の鈴木さんと現地を確認をいたしました。現地は、昭和通りから200メートルぐらい入ったところの位置でございます。現地は草が生えておりまして、30センチぐらいですか、数年前までは畑として耕作をされているように見えました。周りの畑もきれいに耕作をされていますので、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。採決をします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 取下げ

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請ですが、申請人から本日取下げ願の提出があったことから、今回審議はいたしません。

○13番（根本雅史君） その事由というのは、聞いていますか。取下げ理由は。

○事務局長（大野博之君） 取下げの理由といたしましては、隣接する土地との境界が決まらなかったといったことです。今鋭意その作業を進めておりまして、決まった暁には次の総会に提出したいということでございます。

○13番（根本雅史君） わかりました。

◎議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） 事務局の大野でございます。議案第3号の令和5年度第3次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

議案第3号は、別冊となっております。こちらのA4の冊子になってございます。31ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定は19件で、うち15件が農地中間管理事業によるものでございます。

次に、34ページを御覧ください。所有権移転の申請が1件ございます。

利用権設定の詳細内容につきましては1ページから30ページに、所有権移転の詳細内容につきましては32ページから33ページに記載してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

採決をします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条各号の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案の3ページから5ページを御覧ください。今回報告する案件は、令和5年4月1

日から4月30日までに専決処理した案件となります。

初めに、協議報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は1件でございます。

次に、協議報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は1件でございます。

最後に、協議報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約の通知は2件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はこれにて全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第15回農業委員会総会を閉会します。
お疲れさまでした。

午後2時28分 閉会